

記入例							
児童手当 額改定認定請求書							
現在の受給者氏名・住所・生年月日等を記入してください。				※認定番号			
				提出年月日 ※受付確認年月日			
				令和 6・9・10 令和 · ·			
受 給 者	(ふりがな) 氏名	うらやす たろう			住所	〒 279-8501 满安市猫実1-1-1	
	性別	男・女	生年 月日	昭和 2 平成 18	高校生相当年齢・大学生相当年齢の児童を養育している場合⇒「増額」 ※ただし、高校生相当年齢の児童が算定対象に登録されている場合は本請求書は提出不要 下記【減額した理由】に当てはまる児童がいる場合⇒「減額」	ア 厚生年金保険 イ. 国民年金 ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ( ) 私立学校教職員共済 ( ) 国家公務員共済 ( ) 地方公務員等共済	イ. 国民年金 ウ. その他 ( )
	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者					
	増額又は減額				増額・減額		
増額又は減額の原因となる児童							
ふりがな 氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	関係する場合に○印
うらやす じろう 浦安 二郎	子	平成 令和 18・8・4	同・別	平成 令和 年 月	同上	有 無	同一 維持
増額または減額の要因となる高校生相当年齢以下の児童の氏名を記入してください。				養育している場合 ⇒「有」 養育していない場合 ⇒「無」			
増額または減額の要因となる大学生相当年齢の児童の氏名を記入してください。				・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
増額又は減額の原因となる児童の兄姉等				・未成年後見人			
氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護相当の有無	生計費負担の有無
うらやす いちろう 浦安 一郎	子	平成 14・7・1	同・別	令和 年 月	千葉県市川市 八幡1-1-1	有 無	有 無
増額した理由				ア. 出生 イ. その他 (児童等の増加)			
高校生相当年齢・大学生相当年齢の児童を養育しており、増額となる場合、カッコ内に「児童等の増加」と記入してください。				ク. 児童の兄姉等の生計費の負担をしなくなった ケ. 父母指定者でなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) コ. 児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った サ. 児童と同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) シ. その他 ( )			
事由の発生した年月日				令和 6・9・10			
備 考				※認定・改定・却下年月日	※認定・改定年月日	※手当月額	
				令和 · ·	令和 · ·	円 円 円	
◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。 ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。							
高校生相当年齢・大学生相当年齢の児童を養育しており、増額となる場合 ⇒申請年月日を記入 離婚して養育しなくなったなど減額の場合 ⇒養育しなくなった日にち（離婚日・別居日など）を記入							

(裏面

注意

- この用紙は、受給者が養育（監護）、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の異動があり、その結果、児童手当が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。

なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。

児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているが（出国した年月）を記入してください。

「氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。

「住所（法人の主たる事務所の所在地）」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。

「性別」、「職業」、「生年年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。

「加入している公的年金等の種別」の欄は、3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。

「加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。  
ア　加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。  
イ　「ア」を○で囲んだ場合は、（　）内にその年金の名称を記入してください。  
イイ　「ア」を○で囲んだ場合は、第四種被保障者又は高齢任意加入被保障者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。

「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。

② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。

増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。

増額又は減額の原因となる「児童の兄姉等」の欄の「生計費の負担の有無」の欄は、当該児童の兄姉等が受給者の収入により子の日常生活全般を一部を宮んでもり、かつ、これを伏すと通常の生活水準を維持する所難くできない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃費や食費、生活費相当の少額とともに一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。

「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。

「減額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「シ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「コ」児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が2ヶ月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、他の欄改定届出する必要があります。）

「事由の発生した年月日」の欄は、「10」又は「11」の事由の発生した年月日を記入してください。

この請求書には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童又は児童の兄姉等について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき実事を公簿等（マイナンバーカードによる情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。

① 児童又は児童の兄姉等が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の裏面又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの。

② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類。

③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類。

④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類。

⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類。

⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）。

⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類。

⑧ 3歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類。

⑨ 児童の兄姉等の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、当該欄に記載した子に係る、について「監護相当・生計費の負担についての確認書。

⑩ 児童の兄姉等について「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも有の場合に、児童の兄姉等が海外に留学している場合は、当該児童の兄姉等が、日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き3年を超える書類。

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
  - 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。